

住宅移転費支援事業

補助対象経費及び補助金の額

経費	経費の内容		補助額
住宅除去費	危険住宅の除去、動産の移転及び仮住居に要する費用 (がけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、 その補助額を除く。)		当該経費に相当する額の 合計(ただし、300万円を 限度とする。) ※千円未満切り捨て
移転経費	移転に要する経費で 右に定めるもの	建築確認等手続費用・登記にか かる費用・火災保険加入料・住宅 の建設又は購入に附帯して要す る経費	
		賃貸住宅に入居する際に要する 経費・賃貸費(1年間)	
住宅の建設 ・購入費等	住宅の建設若しくは 購入又は空き家等 の改修に要する経費	新たに住宅の建設又は購入す る際に要する経費	
		移転先の土地購入に要する経費	
		空き家等の改修に要する経費	

提出書類

【申請】

- ・住宅移転費支援事業交付申請書
- ・移転前の住宅の位置図、平面図、配置図及び現況写真(敷地・住宅)
- ・移転先住宅の位置図及び現況写真(敷地・住宅)
- ・罹災証明書、解体証明書または滅失登記事項証明書(閉鎖事項証明書)
- ・補助対象経費(申請に係るもの)の見積書の写し
- ・被災住宅(土地)の所有者(申請者を除く。)全員または一部の承諾書
- ・跡地管理誓約書

【事業内容の変更】

- ・変更承認申請書

【移転完了後】

- ・住宅移転費支援事業実績報告書
- ・被災住宅の除去後の写真(交付申請時に解体前の場合)
- ・移転先住宅の平面図、配置図および写真
- ・補助対象経費の経費内訳書
- ・補助対象経費の費用を証明する書類(領収書の写し等)
- ・交付請求書